

テイクアウトやテラス営業などのための道路 占用許可基準の緩和措置を延長します

三重県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置として、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を緩和措置を行いました。その措置の期間について、令和2年11月30日までとしていましたが、令和3年3月31日まで延長することとしました。



(鈴鹿市内)

緩和措置のポイント

内容	新型コロナウイルス感染症対策のための <u>暫定的な営業</u> であること 「 <u>3密</u> 」の回避や「 <u>新しい生活様式</u> 」の定着に対応すること テイクアウト、テラス営業等のための <u>仮設施設の設置</u> であること <u>施設付近の清掃等</u> にご協力いただけること
主体	地方公共団体又は関係団体 ¹ による一括占用 ² 1 地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体など 2 個別店舗ごとの申請はできません。 お住まいの地方公共団体等にご相談ください。
場所	道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所 歩道上においては、交通量が多い場所は <u>3.5m以上</u> 、その他の場所は <u>2m以上</u> の歩行空間の確保が必要です。 沿道店舗前の道路にも設置可能です。
占用料	免除 （施設付近の清掃等にご協力いただけている場合）
占用期間	令和3年3月31日まで

【お問合せ先】

桑名建設事務所：0594-24-3662
四日市建設事務所：059-352-0667
鈴鹿建設事務所：059-382-8683
津建設事務所：059-223-5203
松阪建設事務所：0598-50-0586

伊勢建設事務所：0596-27-5202
志摩建設事務所：0599-43-9627
伊賀建設事務所：0595-24-8208
尾鷲建設事務所：0597-23-3527
熊野建設事務所：0597-89-6141